

宮古島市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市宿泊税条例（令和8年宮古島市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、宮古島市税条例施行規則（平成17年宮古島市規則第49号）の定めるところによる。

(課税免除)

第3条 条例第4条第1号の規則で定める教育活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において行う面接指導
- (2) 条例第4条第1号に規定する学校（以下「学校」という。）が計画し、かつ、実施する修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事
- (3) 学校の校長（園長を含む。以下この号において同じ。）が当該校長の定めるところにより設立を承認した団体で、当該学校の教員又は職員が顧問として置かれているものが実施する課外活動
- (4) 前号に定めるもののほか、学校が実施する課外活動で、当該学校を代表して大会へ参加するもの

2 条例第4条第2号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体（次号に掲げる団体を除く。）
- (3) 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟並びに沖縄県中学校体育連盟及び当該団体に加入している団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に掲げる非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当する場合に限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びにこれらの法人に直接に加入している法人税法第2条第8号に掲げる人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）

3 条例第4条第2号の規則で定める者は、大会に参加する団体の代表者又は大会に個人で参加する者の指導者とする。

4 条例第4条第1号の規定の適用を受けようとする者は、宿泊施設の宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に、学校の教育活動であることの証明書（学校用）（様式第1号）を提出しなければならない。

5 条例第4条第2号の規定の適用を受けようとする者は、宿泊施設の特別徴収義務者に、日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等用）（様式第2号）を提出しなければならない。

6 前項に規定する証明書には、大会を主催する団体が発行する宿泊税課税免除申請に係る大会通知書（様式第3号）を添付しなければならない。

（特別徴収義務者の指定の通知）

第4条 市長は、条例第8条第2項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第4号）により、当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（特別徴収義務者の登録等）

第5条 条例第9条第2項の規定による申請書は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第5号）とする。

2 条例第9条第3項の規定による証票は、宿泊税特別徴収義務者証票（様式第6号）とする。

3 条例第9条第6項の規定による届出書は、宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書（様式第7号）とする。

4 条例第9条第7項から第9項までの規定による届出書は、経営休止・再開・廃止届出書（様式第8号）とする。

（証票の再交付）

第6条 前条第2項の証票の交付を受けた者は、当該証票を亡失し、又は毀損した場合には、直ちに宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。この場合において、その申請が毀損によるものである場合には、当該証票を返さなければならない。

（申告納入の方法）

第7条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の申告及び納入は、宿泊施設ごとに宿泊税納入申告書（様式第10号）及び宿泊税納入書（様式第11号）により行うものとする。

（申告納入期限の特例の要件等）

第8条 条例第10条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 条例第10条第2項の規定の適用を受けようとする年度（4月1日から翌年3月31日まで。以下「適用年度」という。）の初日の属する年（以下「適用年」という。）の前々年の12月から適用年の前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設において納入すべき宿泊税の額の合計額を12で除して得た額が18万円以下であること。
- (2) 特別徴収義務者（条例第8条第2項の規定により特別徴収義務者としての指定を受けた者（以下「個別指定特別徴収義務者」という。）を除く。以下この号において同じ。）が、申告納入に係る宿泊施設について旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受け、若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の規定による特定認定を受け、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出を行った日から1年を経過し、かつ、特別徴収義務者となった日から3月を経過していること。
- (3) 個別指定特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から1年を経過していること。
- (4) 条例第10条第4項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から1年を経過していること。
- (5) 適用年の前年の1月1日以後において、宿泊税に係る過少申告加算金、

不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(6) 適用年の前年の1月1日以後において、市税に係る徴収金を滞納していないこと。

(7) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 前項の規定にかかわらず、適用年の前々年の12月1日後に特別徴収義務者となった者が条例第10条第2項の規定による指定を受けようとする場合に満たすべき同項の規則で定める要件は、前項第2号及び第4号から第7号まで（個別指定特別徴収義務者にあつては、同項第3号から第7号まで）に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1) 条例第10条第2項の規定の適用を初めて受けようとする者 次項の申請書を提出した日の属する月の前3月間の宿泊に係る当該宿泊施設において納入すべき宿泊税の額の合計額を3で除して得た額が18万円以下であること。

(2) 適用年度の前年度に条例第10条第2項の規定の適用を受けた者 特別徴収義務者となった日の属する月（当該月が特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月の場合は、その翌月。以下この号において同じ。）から適用年の前年の11月までの宿泊に係る当該宿泊施設において納入すべき宿泊税の額の合計額を特別徴収義務者となった日の属する月から適用年の前年の11月までの間の月数で除して得た額が18万円以下であること。

3 条例第10条第2項の指定を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請に対する処分を決定したときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者（指定・不指定）通知書（様式第13号）により、当該申請をした者に通知する。

5 市長は、条例第10条第2項の規定による指定を同条第4項の規定により取り消したときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定取消通知書(様式第14号)により、特別徴収義務者に通知するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第9条 条例第11条第1項の規定により、特別徴収義務者が宿泊税額の還付又はその納入義務の免除を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した宿泊税の(還付・納入義務の免除)申請書(様式第15号)に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分
- (2) 還付又は免除を受けようとする理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第11条第4項の規定による特別徴収義務者への通知は、宿泊税の(還付・納入義務の免除)に係る決定通知書(様式第16号)により行うものとする。

(更正及び決定の通知等)

第10条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第733条の16第4項の規定による通知は、宿泊税(更正・決定)通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第11条 条例第13条に規定する関係帳簿(同項に規定する関係帳簿をいう。以下この条において同じ。)に係る電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第25条及び第26条の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。

2 条例第13条第2項の規定により関係書類(同項に規定する関係書類をいう。以下この条において同じ。)に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類

の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第25条第3項の規定の例により、保存をしなければならない。

- 3 条例第13条第3項の規則で定める関係書類は、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。
- 4 条例第13条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。
- 5 条例第13条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第25条第5項から第8項までの規定の例により、保存をしなければならない。
- 6 条例第13条第3項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。
- 7 条例第14条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第1項の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。
- 8 条例第14条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第2項の規定の例により、保存をしなければならない。
- 9 条例第14条第3項の規則で定める場合は、施行規則第26条第3項に規定する場合に相当する場合とする。
- 10 条例第14条第3項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている

特別徴収義務者であって、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、施行規則第26条第4項の例により、保存しなければならない。

(更正の請求)

第12条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書(様式第18号)によるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、宮古島市宿泊税条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条から第6条までの規定による特別徴収義務者に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。